

令和5年10月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和5年10月10日 午後2時00分
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 令和5年10月10日 午後2時11分
- 3 委員氏名

(1)出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋谷 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渋谷 佳規
安武 昇	高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二
薄 隆太	宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜

(2)欠席者 (なし)

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係	松尾翔太郎
係	長井 啓子

5 会議に付した事項

- 議案第1号 農地法第3条 (委員会)
- 議案第2号 利用権の設定 (農用地利用集積計画の決定)
- 報告第1号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理

午後2時00分開会

○事務局長 (■■■■君) それでは、令和5年10月期定例農業委員会開会を前に出席委員の確認をいたします。

本日、全員御出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、■■■■会長、よろしくお願いたします。

○議長（ 君） 皆さん、こんにちは。10月も中旬に入りまして、稲もあと一部を残すのみとなったような状況でございます。今年は夏は暑かったし時々雨もあったんですけど、稲にもイネカメムシが結構発生をしまして、事前に普及センター、農協からもイネカメムシの発生が大変おそれられるということで、事前に消毒してほしいという要請もあっておりました。この頃、聞きますと果樹にも全国的に大量にカメムシが発生して果樹のほうも大変だと伺いました。やはり気象条件でこういうふうに病害虫の発生が多かったり少なかったり、露地の農業においては天候によってのこういう病害虫なりの発生が多い少ないというのは、もう普段からのことではあるんですけど、やはり農家にとっては大変な状況だろうと思います。皆さん方も、大変、農作業なり苦勞されていることだと思いますけど、今から冬に向かいますので病害虫の発生も収まってくれればと祈っております。

今日は現地調査もなかったのものでそんなに長い時間はかからないと思いますが、慎重審議をよろしく願いをいたします。

○議長（ 君） それから、議事録署名委員は 委員と 委員のお2人をお願いします。どうぞよろしく。

○議長（ 君） それでは、ただいまから10月期の農業委員会を始めたいと思います。まず、議案第1号農地法第3条の許可申請について、申請番号10—13、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請について、説明に入らせていただく前に、申請番号10—13、10—14は譲受人が同一人物のため併せて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（ 君） はい。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号10—13、10—14について御説明いたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い農地として使用していくという内容です。

譲受人は、年齢69歳で古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約50年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、露地野菜の栽培を行っておられます。所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページを御覧ください。

今回の申請地は、古賀サービスエリアの東側に位置する斜線部の申請番号10—13の4筆と

申請番号10—14の1筆の計5筆です。今後の申請地における営農計画としましては、水稲、露地野菜の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから事務局で受理しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。

申請番号の10—13、14の両方を一緒に審議したいと思います。質問、御意見があります方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでございますので、採決に移ります。賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、10—15について、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号10—15について御説明いたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により子に当たる譲受人に贈与を行い農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在年齢56歳で古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約30年と伺っております。農業経営状況としましては、水稲、施設野菜の栽培を行っておられます。所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、防除機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページを御覧ください。

今回の申請地は、青柳小学校の北側に位置する斜線部の2筆です。今後の申請地における営農計画としましては、引き続き水稲の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから事務局で受理しております。御審議のほど、お願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。

質問、意見がありましたらお願いいたします。ようございますかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 親子間の贈与ですので問題ないと思います。

採決に移ります。賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成です。

続きまして、10—16について、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号10—16について御説明いたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により兄弟での共有名義の農地の持ち分2分の1を子に当たる譲受人に売買を行い農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在年齢48歳で古賀市及び福津市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約30年と伺っております。農業経営状況としましては水稻の栽培を行っております。所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラック等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の4ページを御覧ください。

今回の申請地は、舞の里小学校の南側に位置する斜線部の2筆です。今後の申請地における営農計画としましては、引き続き水稻の栽培を行っていきたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから事務局で受理しております。

御審議のほど、お願いいたします。

○議長（ 君） 質問、意見があります方はお願いいたします。ようございませぬかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 質問はないようですので、採決に移ります。賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

○議長（ 君） 続きまして、議案第2号利用権の設定（農用地利用集積計画の決定）について、事務局のほうから説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第2号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法の一部改正をする法律附則第5条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定める事ことができるとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で4件の申出がっております。

それでは、5ページを御覧ください。

申請番号10—18、筵内にある3筆で面積1,248m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年10月11日から令和15年12月末までの貸し借りとなっております。

次に、申請番号10—19、筵内にある1筆で面積1,431m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年10月11日から令和15年12月末までの貸し借りとなっております。

次のページ、6ページを御覧ください。

申請番号10—20、新原にある1筆で面積2,209m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年10月11日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

次に、申請番号10—21、新原にある1筆で面積2,015m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年10月11日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

最後に、新規の利用権設定については全て区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理しております。

御審議のほど、お願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。

利用権設定で御質問、御意見がありましたらお願いいたします。ようございませうかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 質問はないようですので、採決に移ります。賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

以上で議事すべてを終了しました。

午後2時11分閉会